

流動性リスク管理態勢

【優 先 度】
◎最優先項目
○優先項目
△それ以外の項目

金融検査マニュアル				評定上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付け	論 点 等	評定における着眼点
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明					
Ⅰ. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会等の役割	(1) 資金繰りリスクに対する理解	(1) 取締役は、資金繰りに支障をきたせば、場合によっては経営破綻に直結し、システミックリスクが顕在化するおそれがあることを理解しているか。	◎	経営陣による統制		・流動性リスク管理態勢の評定にあたっては、資金繰りの逼迫度との対比で評定すべきか。 ・資金繰り管理部門とリスク管理部門の分離については、金融機関の規模・特性を考慮すべきか。	
	(2) 資金繰りリスクを考慮した戦略目標	(2) 取締役会は、戦略目標を定めるに当たり、資金繰りリスクを考慮しているか。	◎				
	(3) 資金繰りリスク管理体制の整備	(3) 取締役会は、資金繰りリスクの管理に当たり、例えば、資金繰り管理部門とリスク管理部門を分離するなど、適切な資金繰りリスク管理を行うため、牽制機能が十分発揮される体制を整備しているか。 なお、資金繰り管理部門が、リスクの状況に応じて直接代表取締役流動性確保のための方策を申し立てることが出来る体制となっているか。	◎				
	(4) リミットの設定及び見直し	(4) 代表取締役は、適切な資金繰り管理を行うため、資産運用の内容、調達状況等により、必要に応じ、リミットの設定及び見直しを行い取締役会に対して報告を行っているか。 また、取締役会は、報告を受けた内容が流動性リスク管理方針を遵守したものであったかを検証しているか。	◎				
2. 管理者の認識及び役割	(1) 資金繰りに関する規定の整備	(1) 資金繰り管理部門及びリスク管理部門の管理者は、資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じて区分(例えば、平常時、懸念時、危機時等)し、各区分時における管理手法、報告方法、決裁方法等の規定を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。	◎	内部管理		逼迫度区分の認識基準が、現実的なものかどうかということにも留意すべきか。	
	(2) 適切な資金繰り管理の実行	(2) 資金繰り管理部門の管理者は、流動性リスク管理方針及びリスク管理の規定に従い、資金繰りを適切に管理しているか。	◎				
Ⅱ. 適切なリスク管理態勢の確立 1. リスクの認識と評価	(1) 資金繰りリスクに関する要因分析及び対応策の整備	(1) 資金繰り管理部門は、資金調達に影響を及ぼすと思われる自らの株債、風評等の情報を収集、分析し、対応策を策定しているか。 また、円貨・外貨別、国内拠点・海外拠点別に資金繰り管理部門が分かれている場合は、それぞれの資金繰りリスクを統合して管理しているか。	◎			収集した情報を、現在の逼迫度区分の認定に反映させているかという点に留意すべきか。	
	(2) 連結対象子会社の流動性の状況把握	(2) 資金繰りリスクの管理に当たっては、連結対象子会社が資金繰り悪化により破綻した場合においても、当該金融機関に影響を与える可能性が大きいことから、その状況を把握・考慮した対応を行っているか。	◎				
2. 資金繰りリスク管理	(1) 流動性評価の実施及び資産・負債両面からのリスク管理	(1) 資金繰り管理部門は、資産・負債の両面から流動性についての評価を行うとともに、調達可能時点と金額、担保差入可能額と金額などの流動性の確保状況を把握しているか。	◎	内部管理		・金融機関の規模・特性に応じた評定を行う上で留意すべき点は何か。 ・資金繰りの逼迫度との対比で評定すべきか。	
	(2) 資金繰り管理の適切性	(2)① 資金繰り管理部門は、下記の項目について必要に応じ管理し、資金繰りに対する影響を早期に把握した上で、円貨・外貨について、日次の資金繰り表、週次及び月次の資金繰り見通しを作成しているか(国際統一基準適用金融機関にあつては、これに加え、四半期ベースの資金繰り見通しをも作成しているか。また、国内基準適用金融機関にあつても、四半期ベースの資金繰り見通しを作成していることが望ましい。)。 イ 大口資金移動の集中管理 ロ 市場性資金の調達管理 ハ 運用、調達の商品別、期間別構成の管理 ニ 担保繰りの管理 ホ 預金等の期落ち管理 ヘ 契約上の受信及び授信枠の残高管理 ト 支払準備資産の管理 チ キャッシュの管理(ATM等を含む) リ 各国通貨毎の資金繰りの管理 ヌ 各国通貨間の融通も考慮した資金繰りの管理 等	◎				
		② リスク管理部門は、下記の項目について必要に応じ管理し、資金繰りに対する影響を早期に把握した上で、取締役会等及び資金繰り管理部門に情報を提供するとともに、資金繰り管理部門を牽制しているか。 イ 預貸金計画と実績の管理並びにその分析 ロ 市場性資金の調達枠の管理 ハ 資金ギャップ枠の管理 ニ 契約上の受信及び授信枠の残高管理並びにその分析 ホ 特定先へ依存した調達状況の管理 ヘ 日銀への調達依存管理 等	◎	経営陣による統制			

※網掛け部分は、経営管理にかかる項目

流動性リスク管理態勢

【優先度】
◎最優先項目
○優先項目
△それ以外の項目

金融検査マニュアル			評定上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付け	論点等	評定における着眼点
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明				
	(3) 資金繰りリスクの管理方法の適切性	(3) 資金繰り管理部門は、各業務部門等の報告等を基に、運用予定額(ローン・保証等の実行予定額)、調達可能額(インターバンク・オープン市場における調達可能額、預金受入・解約見込額等)を把握しているか。 また、運用予定額、調達可能額を把握するに当たっては下記の項目について考慮しているか。 ① オフバランス取引(通貨スワップ等含む) ② コミットメントライン ③ 当座貸越契約 ④ 実態に応じた運用期間の把握(例えば、形式的には短期の運用となっているが、実態は長期の運用となっているものなど) ⑤ 特定先への調達依存状況(集中リスク) ⑥ 日銀への調達依存状況 ⑦ 資金繰りの逼迫度(例えば、平常時、懸念時、危機時等) なお、マネーポジションの金融機関にあっては、資金ギャップ限度の設定・見直しを随時行っているか。	◎	内部 管理	金融機関の規模・特性に応じた評定を行う上で留意すべき点は何か。	
	(4) 流動性リスクを考慮した業務運営等	(4) 各業務部門は、資金繰り管理部門が把握した資金繰りの状況に応じて、流動性リスクを考慮した業務運営を行っているか。	○			
	(5) 支払準備金及び資金調達手段の確保	(5) 資金繰り管理部門は、資金繰りの逼迫度(例えば、平常時、懸念時、危機時等)に応じた調達手段を確保しておくとともに、預金の払い戻し等に対する支払準備資産(手許現金、預け金等)を確保しているか。	◎			
3. 情報伝達	(1) 各業務部門等の資金繰り管理部門、リスク管理部門に対する報告	(1) 各業務部門等は、資金繰り管理部門、リスク管理部門との連携を密にし、大口の資金移動等の報告を迅速・的確に行っているか。 また、資金繰りに大きな見込違いが生じないよう、営業店等が回金予想額を把握し、資金繰り管理部門に報告しているか。 なお、リスク管理部門は随時直接情報を入手出来る権限、システム等を装備していることが望ましい。	◎	経営陣による統制 内部 管理	大口の資金移動等の報告等をルール化しているかという点にも留意すべきか。	
	(2) リスク管理部門の取締役会等に対する報告	(2) リスク管理部門は、Ⅱの2の②により把握した情報を定期的及び状況に応じ随時、代表取締役及び担当取締役へ報告し、取締役会等に対しても定期的及び状況に応じ随時、報告しているか。	◎			
	(3) 資金繰り管理部門の取締役会等に対する報告	(3) 資金繰り管理部門は、資金繰りの現状及び予測について、定期的(週一回)及び逼迫度の状況に応じ随時、代表取締役、担当取締役へ報告し、取締役会等に対しても定期的及び状況に応じ随時、報告しているか。	◎			
	(4) 資金繰りリスク管理のためのシステムの整備	(4) 資金繰り管理部門及びリスク管理部門は、適切な状況把握及びリスク管理を行うためのシステムを装備していることが望ましい。	○			
4. 危機管理体制の確立	(1) 流動性危機時の対応策の整備	(1) 資金繰り管理部門及びリスク管理部門は、流動性危機時の対応策の策定、重要な見直しに当たっては、取締役会の承認を受けているか(上記以外の見直しに当たっては、取締役会等の承認を受けているか。))。 対応策の内容としては、連絡・報告体制(直接代表取締役へ報告される体制等)、対処方法(調達手段の確保)、決裁権限・命令系統等を含んでいるか。 また、適時対応策を見直し、常時対応可能なものとしているか。	◎	経営陣による統制 内部 管理	・流動性危機時の対応策の実現可能性について留意すべきか。	
	(2) 調達手段の確保	(2) 資金繰り管理部門は、国内外において即時売却可能ないは担保として利用可能な資産(国債など)の保有や円投入、円転換等による調達可能時点・金額を常時把握するとともに、各中央銀行、市中金融機関から調達が行えるよう借入枠を設定するなど、危機時を想定した調達手段を確保しているか。 また、危機時において、有価証券の処分など、資金調達のための資産の流動化が円滑に行えるよう、常時、取引環境等に配慮しているか。	◎			
	前回当局検査指摘事項の改善状況等		◎	内部 管理	・前回当局検査指摘事項等の改善状況を評価項目に加えるべきか。 現に行われている金融検査においても必ず検証される項目。なお、英ARROWでも、「監督当局との関係」の1要素として採り上げられている。	

※網掛け部分は、経営管理にかかる項目